

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（ゼオライト土嚢等処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年6月9日（金）15時30分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、新井安全審査官、椎名係長、植木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当9名（うちWeb会議システムによる出席5名）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（ゼオライト土嚢等処理設備の設置）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。

➤ まとめ資料案

- 2.14.1 準拠規格及び基準への適合性
- 2.14.2 自然現象に対する設計上の考慮への適合性
- 2.14.3 外部人為事象に対する設計上の考慮への適合性
- 2.14.4 火災に対する設計上の考慮への適合性
- 2.14.5 環境条件に対する設計上の考慮への適合性
- 2.14.7 運転員操作に対する設計上の考慮への適合性

○原子力規制庁から、説明を受けた内容について主に以下コメント等を伝えた。

（準拠規格及び基準関係）

- 換気空調装置の排風機等の容量の妥当性を確認するため、ハウス等も含めた排気系統の詳細について資料に示して説明すること。
- 強度評価において、American Society of Mechanical Engineers（ASME規格）の物性値等を引用している設備については、その使用目的や環境条件に照らして問題ないことを資料に示して説明すること。

（自然現象関係）

- 敷地境界線量の評価にあたり、放射性物質の飛散に関してスラリー落下時の飛散率を用いているが、ゼオライトとスラリーでは実物が明らかに異なることから、取り扱うゼオライトや滞留水の状態を考慮した評価条件について検討すること。
- 耐震性評価結果について、プロセス主建屋又は高温焼却炉建屋のいずれの建屋内の結果なのかを追記するとともに、評価に用いている震度についても明記すること。また、ゼオライト保管容器の評価結果として、基礎ボルトの引張応力が「一」となっているが、その意味合いを説明すること。
- 補給水タンクやゼオライト保管容器について、剛構造とする根拠として鉛直方向の

固有周期も説明すること。なお、ゼオライト保管容器については架台と一体の剛構造とするとのことであるが、固有周期の算出にあたり、架台に固定するための構造やその固有値評価モデルの妥当性についても説明すること。

- 津波対策として新たに設置する水密扉について、設計上の考慮事項を資料に示して説明すること。また、豪雨、積雪等の影響についても、本設備を内包する建屋の健全性や屋外排水溝に着目した対策を資料に示して説明すること。

(外部人為事象関係)

- 外部からの不正アクセスの遮断に関して、本設備に限定したネットワークを使用すること、またそのネットワークが他のネットワークと物理的にも遮断されていること等についても資料に示して説明すること。

(環境条件関係)

- 異常事象発生時に想定される圧力とあるが、具体的にどのような事象を想定しているのか、またその際の圧力等について資料に示して説明すること。
- ゼオライト土嚢等を内包するポリエチレン管について、耐放射線性に関する具体的な評価内容とそれを踏まえた対策を資料に示して説明すること。

○東京電力ホールディングス株式会社より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- まとめ資料案
 - 2.14.1 準拠規格及び基準への適合性
 - 2.14.2 自然現象に対する設計上の考慮への適合性
 - 2.14.3 外部人為事象に対する設計上の考慮への適合性
 - 2.14.4 火災に対する設計上の考慮への適合性
 - 2.14.5 環境条件に対する設計上の考慮への適合性
 - 2.14.7 運転員操作に対する設計上の考慮への適合性

以上